

内閣参質一八九第二三〇号

平成二十七年八月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

参議院議員糸数慶子君提出嘉手納飛行場返還跡地内のダイオキシン汚染に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出嘉手納飛行場返還跡地内のダイオキシン汚染に関する質問に対する答弁書

一及び二について

沖縄防衛局としては、平成二十五年六月十三日に空のドラム缶が発見された沖縄市サッカー場が所在する土地（以下「本件土地」という。）におけるドラム缶の探査、発見されたドラム缶の発掘及びその付着物の分析を専門知識を有する業者に委託して行うとともに、我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊（以下「米軍」という。）に対し事実関係を照会する等の調査を進めているところであり、現時点において、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

御指摘の報告書においては「ドラム缶発掘工事の影響が考えられる」と記述しているが、お尋ねの「排水口のダイオキシン類の毒性等量変動の原因」については特定されておらず、お答えすることは困難である。また、本件土地の排水口から検出されたダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第七条に規定する基準の値以下であることから、排水の経路について把握していないため、お尋ねの「どのような経路により排水口で検出されることとなったか」についてお答えすることは

困難である。

四について

沖縄防衛局においては、本年七月の台風第九号の沖縄県来襲後、同月二十一日に、本件土地における排水調査のための試料採取を行ったところであり、台風来襲に伴う周辺環境への影響については確認中である。

また、お尋ねの「発掘工事に伴い生じた廃棄物混じり土砂」については、沖縄県及び沖縄市との調整の上でブルーシート等により養生したところであり、今後も、適切に対応していく考えである。

五について

沖縄防衛局としては、ダイオキシン類の専門的な知見を持った外部の有識者の意見を伺いながら調査を進める必要があるとの考えの下、ダイオキシン類等の専門家である愛媛大学客員教授の森田昌敏氏の意見を伺うとともに、同氏に報告書の評価を依頼したものである。

六及び八について

本件土地の地中調査及び本件土地において発見された空のドラム缶の付着物等の調査結果については、

第三者の意見を踏まえつつ報告書を取りまとめ、沖縄防衛局のホームページにも公表しているところであり、今後も、沖縄県及び沖縄市と調整の上、適切に対応していく考えである。

七について

お尋ねの「廃棄物混じり土砂の処理及び掘削部の埋戻し作業」については、現時点では具体的な作業日程は決まっていないが、今後、沖縄県及び沖縄市と調整の上、適切に対応する考えである。また、本件土地においてドラム缶の探査、発見されたドラム缶の発掘及びその付着物の分析作業を行う委託業者においては、専門知識を有しており、安全性を確保しつつ、適切に作業を行っているものと承知している。

九について

政府としては、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）等に基づき、米軍から施設及び区域が返還された場合には、原状回復措置を適切に実施していく考えである。

